鳥羽市産業振興促進計画

令和2年2月20日作成 三重県鳥羽市

1. 計画策定の趣旨

本市は、三重県東端部の志摩半島北側に位置し、伊勢湾と太平洋・熊野灘に面しており、市域は神島・答志島・菅島・坂手島の4つの有人離島と半島部から構成されています。

気候は黒潮の影響を受けていることから温暖で、市域面積の70%以上を森林が占めており、 平地は海岸線沿いにのみ分布し、市域の多くは急峻な山地となっています。

また、海岸線は、山地が海岸部まで迫っているため、風光明媚なリアス海岸が形成されており、全域が伊勢志摩国立公園の指定を受けている中で海岸部は古くから豊かな漁場として、海女漁をはじめとする多様な漁業が続けられています。

国勢調査による人口は、昭和35(1960)年の30,521人をピークに減少し、平成27(2015)年には19,448人となりました。減少の理由としては、少子高齢化が全国的に見受けられるように本市でも出生数から死亡数を差し引いた自然増減による減少に加え、転入者数から転出者数を差し引いた社会増減による減少も要因となっています。

今後も人口減少は避けられないものと予想されることから、少しでも急激な減少に歯止めを かけるため、本市では移住・定住や子育て支援等に関する取組を進めています。

この移住・定住等を支援するためには、情報提供のみならず地域で働く場を確保することも 重要であり、そのためには、本市の地域特性を活かしながら産業の活性化や新たな雇用の創 出に取り組むことが重要であると考えています。

本市の国勢調査における就業者数は、平成22(2010)年の就業者10,239人に対し、平成27(2015)年では、就業者9,666人となり、前回調査時より573人(前年比5.6%)減少しています。内訳としては、第1次産業で就業者が105人(前年比7.9%)増えたものの、第2次産業で123人(前年比6.8%)、第3次産業では555人(前年比7.8%)減少しています。

産業構造は、豊かな漁場や風光明媚な景観等を背景に食の生産を担う第1次産業と食の魅力等を発信する観光関連産業がともに発展してきた特徴があります。

第1次産業のうち漁業では、伊勢湾や熊野灘の豊かな資源を背景として、沿岸漁業や入り組んだ地形を利用した牡蠣・海藻等の養殖業が営まれているほか、特徴的な漁業として志摩半島を中心に海女漁が地域の文化と関連しながら地元に根付いています。

また、国内でも有数の観光地であることから、海の幸を食材とする飲食店や旅館・ホテル等のサービス業に従事する人が多い現状があります。

本計画は、これらの現状を踏まえ、恵まれた資源を活かすとともに、観光地として発展してきた特性を最大限に活かしつつ、半島、離島という地勢的な制約等がある中で、より一層の産業の活性化と魅力あるまちづくりに取組むため、半島振興法(昭和60年法律第63号)第9条の2第1項の規定に基づき、策定した産業振興促進計画の期限到来に伴い、新たな計画を策定するものです。

将来像

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成30(2018)年推計」では、 本市の将来人口が令和7年度には、15.364人まで減少すると予測しています。

この将来推計人口では、平成 28 年2月に作成した「鳥羽市人口ビジョン・人口分析に関する報告」時点の推計人口よりも更に人口減少が進むと見込まれており、今後とも厳しい状況を反映した推計値となっています。

このような状況のもと、本市では平成 28 年を「移住・定住元年」とし、県内市町に先駆けて専門部署(移住・定住係)を設置し、仕事・住まい・子育て等の情報を集約した上で移住者への相談支援等を行っています。

また、平成 30 年には「とばびと活躍プロジェクトアクションプラン」を策定し、本市で暮らす人々(とばびと)が「働く」を通じて地域でいきいきと活躍することができる「地域共生社会」を目指すことを目的にフルタイムやパートよりも短い時間での就労形態をプチ勤務として求人募集を行うなど多様な働き方を提案し、自分の生活パターンにあった働き方を選択して頂くことで市民が生涯を通じていきいきと活躍できる環境づくりに取り組んでいます。

(1)旧計画における目標

平成27年4月1日から平成32年3月31日までを計画期間とした鳥羽市産業振興促進計画(以下「旧計画」という。)について、設定された目標の達成状況は以下のとおりです。

・旧計画の目標と実績(H27.4.1~R1.10.30 時点の申請件数より)

	新規設備投資事業者数		新規雇用者数	
	目標	実績	目標	実績
製造業	4事業者	3事業者	20 人	3 人
旅館業	2事業者	1事業者	10 人	0人
農林水産物及び加工品等の販売業	2事業者	0事業者	20 人	0人
有線放送業、ソフトウェア業等	1事業者	0事業者	3 人	0人

(2)考察

①新規設備投資事業者数

全体で9事業者が新規設備投資を行う目標に対し、実績では4事業者にとどまりました。

内訳として、製造業、旅館業については、目標の半分程度の実績件数となっており、1事業者が 複数年に渡り申請するケースも見受けられたが、市内に事業者が少ない有線放送業等については、 申請件数がありませんでした。

件数が低い理由として、「固定資産(償却資産)申告の手引き」を納税者に送付し、課税免除及び不均一課税に関する説明を行っていることから、事業者は過疎地域自立促進特別措置法による適用を選択されているケース(平成30・31年度:製造業3事業者、宿泊業3事業者)も一定数あることが要因であると考えられます。

また、製造業を中心に誘致した工業団地についても、10年間の賃料無料制度等の優遇措置を設けて、誘致活動を行っておりますが、新たな事業者の工場立地には至りませんでした。

②新規雇用者数

新規設備投資に伴う新規雇用者数は、事業所からの申請書によると申請のあった製造業において新規雇用が3人創出されましたが、その他の分野について新たな雇用には繋がりませんでした。しかし、旅館業については大規模な設備投資を行っており、旅館業という性質から食料品等の他分野にも経済的な波及効果があったと推測されます。

今後も人口減少等により就職先や雇用機会の確保等が課題になると見込まれることから移住定住や働きやすい職場環境づくり等といった取組が更に必要になるものと思われます。

(3)実績及び課題を踏まえた更新後の計画における対応方針

上記の考察や鳥羽市総合戦略等を踏まえて、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては、次の方針を重点的に進めて行くこととします。

- ① 魅力ある働く場の創出(プチ勤務や無料職業紹介所等)
- ② 異業種連携による産業振興(漁観連携・水福連携等)

2. 計画区域

本計画の対象となる地域は、半島振興法第2条の規定により、半島振興対策実施地域として指定された鳥羽市全域とします。

3. 計画期間

令和2(2020)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までとします。ただし、必要に応じて見直しを行うことができるものとします。

4. 対象地区の産業の現状及び課題

(1)鳥羽市の産業の現状

A. 地域の特色

〇地域資源の状況

本市は、全域が伊勢志摩国立公園の指定を受けており、風光明媚な景観やそれを楽しむ 展望台、鳥羽水族館やミキモト真珠島、市立海の博物館等に代表されるレジャー施設や博物 館、寺社仏閣や名所・旧跡といった文化観光を支える資源があります。

また、伊勢志摩地域の滞在拠点として、温泉や食の魅力で来訪者をもてなす宿泊施設が15 0軒近くあるとともに、4つの有人離島では、それぞれが個性豊かな魅力を有しています。

本市の沿岸部は、栄養塩の豊富な伊勢湾の海水と太平洋からの暖かい海水が混じり合うことから好漁場が形成されており、海岸線が入り組んだ様々な島々や岩礁群が広がる海域で多種多様な漁業が営まれ、マダイ、スズキ、イワシ類、イカナゴ、ヒジキ、アワビ等の魚介類が水揚げされています。

このほか、潜水機器の発達してきた現代においても、素潜りで漁を行う海女が日本で一番

多く活躍している地域であり、その独自性が民俗文化的にも注目されている中、平成 29 年3月 「鳥羽・志摩の海女漁の技術」が国重要指定無形民俗文化財に指定されました。

また、令和元年5月 20 日には文化庁が認定する日本遺産に「海女(Ama)に出逢えるまち鳥羽・志摩~素潜り漁に生きる女性たち~」が認定され、文化的な価値が益々高くなっています。

〇インフラ整備の状況

道路、鉄道等の整備状況

① 道路について、主要道路として市街地においては国道42号が、市南部には国道167号が走っており、市東部に県道128号鳥羽阿児線が整備されています。

平成25年9月には、伊勢神宮式年遷宮に間に合わせる形で、隣接する伊勢市から総延長7.6キロメートルの第二伊勢道路が開通し、地域高規格道路「伊勢志摩連絡道路」の一部区間で自動車専用道路となっており、これにより、伊勢志摩地域での広域交通ネットワークがさらに広がっています。

- ② 鉄道については近畿日本鉄道が南北に縦貫し、北部の鳥羽線には、鳥羽駅、池の浦駅の2つ、南部の志摩線には、鳥羽駅、中之郷駅、志摩赤崎駅、船津駅、加茂駅、松尾駅、白木駅の7つの駅があります。名古屋へは約100分、大阪へは約120分の位置にあり、利便性に優れています。またJR東海については、伊勢方面から通じる参宮線の終点が鳥羽駅となっています。
- ③ 港湾について、鳥羽港に市営定期船のターミナルが整備されています。また、国道42号の海上区間として、愛知県渥美半島と旅客貨物船にて約60分で結ぶ鳥羽伊良湖航路が発着するフェリーターミナルがあり、赤崎岸壁からは、砂、砂利、工業用原材料などの物資が中部地域に運搬されています。
- ④ 空港については、隣接する愛知県の中部国際空港が最寄であり、津市の津なぎさまちからは、高速船が就航されています。また、陸路でのアクセスについては、本市から高速道路等を利用して、約130分で到着できる距離にあります。

工場用地の状況

市内には、2箇所の工業団地があり、1箇所の団地(5区域)は完売済みですが、もう1 箇所(4区域)については新たな立地が決定していない状況にあります。

通信施設等の状況

高速通信網の整備も進んでおり、新たなビジネス展開ができる環境が整いつつあります。

○交通ネットワークを踏まえた物流の環境

広域幹線道路網を成す国道42号や国道167号が市域を縦貫し、県道・市道による道路体系が形成されており、物流が盛んに行われています。また、第二伊勢道路及び伊勢自動車道伊勢鳥羽二見ラインを利用することで高速道路にアクセスでき、遠方との物流も容易になっています。

海上交通は、市営定期船や旅客貨物船(伊勢湾フェリー)により、離島や伊勢湾を隔てた愛知県と結ばれており、観光客や市民の足として重要な役割を担っています。

B. 産業動向

本市は、豊かな資源を背景に、長い歴史の中で伊勢神宮に食材を納めてきた海の幸山の幸に恵まれた地域であり、食の魅力で来訪者をもてなしてきました。このあり方が本市の産業の根幹をなしており、第1次産業と観光関連産業が支え合って発展してきています。このため、観光関連産業が潤い、それを支える第1次産業が活性化することがまちづくりの基本であると考えられます。

〇農林水産業の動向(農林水産物等販売業を含む。)

本市の漁業は個人経営形態であり、伊勢湾や熊野灘を漁場とした船曳網漁業、刺網漁業、 一本釣り漁業、小型底びき網漁業、海女漁業などが行われています。また、黒のり、牡蠣、わ かめなどの養殖業も盛んに行なわれ、近年、漁業経営の安定化を図るため、ICTを利用した取 り組み等も行われています。

市では、昭和39年に鳥羽市水産研究所を開設しており、冬季の漁業生産の向上を目的に昭和40年から黒ノリ、ワカメの養殖用種苗の生産とその養殖業の定着に取組み、藻類の主要生産地化を進めてきました。種苗生産には時間と技術を要するため、同研究所の取り組みは、漁業者の冬期の漁業を下支えする重要なものになっています。

また漁業と観光が連携し、「答志島トロさわら」のブランド化を進め、多くのメディアに取り上げて頂いたことで認知度も高まり、魚価の向上にもつながりました。

農業については、耕作面積が少なく急峻な地形から産業としての規模は大きくありません。 その中でも高齢化のため、活力の減退が顕著になってきており、農業就業人口は、平成7年の 704人に比べて平成27年は169人と大きく減少し、耕作放棄地が拡大しています。また、獣 害被害も深刻であり、農家の生産意欲を低下させていることから獣害防除用資材購入費の補 助やイノシシ用檻の貸与を行うとともにICTを活用した獣害捕獲等に取り組んでいます。

農林水産業については、価格低迷や生産減少等による経営の不安定さから後継者不足が 続いており、恵まれた自然条件を有しているにもかかわらず、このままでは衰退の一途をたど る可能性があることから、課題の解決に向け、地域産物の生産性向上と食材としての高付加 価値化に向け、新たな技術の研究等を進めてきたところです。

また、恵まれた地域資源を活かして第1次産業の振興を図り、魅力的な観光地づくりを進めるための象徴的な施設として、平成26年に地産ビュッフェレストラン併設タイプの農水産物直売所「鳥羽マルシェ」を整備し、地域の生産者を代表する組織である鳥羽志摩農業協同組合(現、伊勢農業協同組合)と鳥羽磯部漁業協同組合が共に出資する形で発足した鳥羽マルシェ有限責任事業組合に指定管理方式で運営を委託しています。これにより、地元で地域の農水産物が流通する出口を整備するとともに、地元食材の提供と「食」の生産現場である農漁村の文化等を発信していくことで、観光地としてのコンテンツ充実を図ってきました。

○製造業の動向

製造業については、小規模事業所が大半であり、第二伊勢道路の開通という追い風はあったものの、都市部への出荷が陸路中心という中、半島地域、離島地域は大きなハンディを負っています。市内工業団地についても、10年間の賃料無料制度や新たな設備投資にかかる助

成制度を設け、誘致活動に取り組みましたが、新たな事業者の工場立地には至っていません。 また、事業所数や従業員数は、平成24年と平成28年を比較すると1割程度減少しており、人口 減少等に伴い、これからも事業所数や従業員数等の減少が見込まれています。

○情報サービス業の動向

情報サービス業については、市内でも事業所数が限られており、これまで目立った進展等はありませんが、今後は空き店舗等の遊休施設を活用した取組やサテライトオフィス等といった事例についても検討していきます。

○観光関連産業の動向

本市では四季折々のイベントや各地の伝統的な祝祭が行われており、豊かな食や美しい自然を目的として、年間400万人を超える観光客が来訪しています。しかし、近年、家族・グループから個人旅行へ旅の形態も変化してきており、従来の施設見学のみならず、旅行者が個別に事業を体験することや海女や地域の食文化といった本市特有の伝統に根差した新たな観光資源の掘り起し等にも努めています。

多くの宿泊施設があることは、本市の観光における大きな強みであり、平成25年の伊勢神宮 の式年遷宮では、200万人を上回る宿泊がありました。

今後についても第2次鳥羽市観光基本計画等に沿いながら、引き続き地域の魅力を充実し、 本市の魅力を発信していけるように努めていきます。

5. 産業の振興の対象とする事業が属する業種

本市における産業振興の対象とする産業は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業とします。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担

本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して次のとおり、連携しながら取組等を推進していきます。

(1)農林水産業(農林水産物等販売業を含む。)

取組事業	説明
海藻文化革命事業	藻類研究を主とする鳥羽市水産研究所を中核として、様々な主体との
	多分野連携により海藻の活用と新たな価値の創出を推進し、地域生産
	力と地域経済の向上を図る。
漁業と観光の連携促進	本市の主要産業である漁業と観光業の双方を発展させていくことを目
事業	的に、鳥羽磯部漁業協同組合・鳥羽市観光協会・鳥羽市の三者が一体
	となり「鳥羽市漁業と観光の連携促進協議会」を設置し、10ヶ年計画に
	より事業展開を図る。

農水産物直売所事業	地域産物の流通出口・地域の「食」の情報発信拠点として、鳥羽磯部漁
	業協同組合と伊勢農業協同組合の出資による有限責任事業組合を設
	立し、「鳥羽マルシェ」を運営。同所では、1次産業の振興と農漁村地域
	の活性化、「食」の価値を高め、観光地としての魅力向上を目指す。

実施主体・主な役割		
市	漁業と観光の連携促進事業の推進、海藻文化革命事業の推進(鳥羽	
	市水産研究所の運営)、鳥羽マルシェの指定管理元	
鳥羽市観光協会	漁業と観光の連携促進事業の事務局	
鳥羽磯部漁業協同組合	漁業と観光の連携促進事業の推進、海藻文化革命事業の推進、鳥羽	
	マルシェの指定管理者(農協との有限責任事業組合として)	
伊勢農業協同組合	鳥羽マルシェの指定管理者(農協との有限責任事業組合として)	

(2)製造業

取組事業	説明
中小企業への経営支援	市内中小企業に向けた融資・保証料補給事業等を実施する。
創業支援	起業家育成支援セミナーや創業に関する支援を実施する。
企業誘致	松尾第2期工業団地への企業誘致に取り組む。

実施主体・主な役割	
市	市の融資・保証料補給事業等の実施や創業総合窓口の設置、企業誘
	致への取組

(3)観光(旅館業を含む。)

取組事業	説明
漁業と観光の連携促進	異なる業種の連携により地域資源のブランド化に取り組み、両者の所
事業(再掲)	得向上を図る。
インバウンド対策事業	外国人観光客の誘致促進、多言語対応等受入態勢の強化を図る。

実施主体・主な役割	
市	観光統計、情報発信
鳥羽市観光協会	イベント実施、関連事業者との連携

(4)情報通信業(情報サービス業等を含む。)

取組事業	説明
地域就業促進事業	市民や移住者が空き家等を改修し起業する際の改修費を補助します。
新たなビジネスモデルの	サテライトオフィス等の新たなビジネス形態や副業・兼業等といった就
構築	労形態を検討します。

	実施主体・主な役割	
市		空き家等改修費用の補助を実施する。
	新たなビジネスモデル等について検討する。	

(5)共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促	事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、事業者の設備
進	投資等に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事
	業の継続、拡張を支援する。

	実施主体・主な役割
市	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施
	広報やホームページ等による情報発信
	「固定資産(償却資産)申告の手引き」送付による事業者への直接周知
県	三重県においては、企業投資促進制度を活用し、成長産業分野やマ
	ザー工場、研究開発施設などの付加価値の高い拠点誘致と設備投資
	の促進を図っており、誘致活動において租税特別措置を併せて案内す
	ることにより活用を推進しています。
	中でも、当市を含む地域については、三重県の北勢、中勢地域に比
	較して要件が緩和された「地域資源活用型産業等立地補助金」を設け
	ており、地域資源を活用した企業誘致や設備投資の積極的な促進によ
	り地域産業の活性化に寄与しています。
	また、三重県が実施する地方税の不均一課税の取り扱いについて
	は、県ホームページに情報を掲載するとともに、制度説明用パンフレッ
	トを作成し、県内 8 か所すべての県税事務所窓口で配布するなど、周
	知を図っています。
	さらに、県産業振興部局と税務担当部局が連携して、三重県内で企
	業向けに実施する各種支援制度にかかる説明会などの場も新たに活
	用して、引き続き制度活用に向けた普及啓発を積極的に行っていくこと
	としています。
鳥羽商工会議所	会報等による制度周知
	経営指導員等による制度周知

7. 計画の目標

旧計画の目標値や事業所数・従業者の伸び率を踏まえて、これからも計画期間内に新規の設備投資が進み、新たな雇用が生まれるとともに事業者等への周知が図られるよう、次のとおり目標を設定します。

(1)設備投資の活発化に関する目標

令和2(2020)年度から令和7(2026)年度までの増加目標					
新規設備投資事業者延べ件数(件)					
製造業	4件				
旅館業	2件				
農林水産物及び加工品等の販売業	2件				
有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付					
随サービス業、その他情報通信の技術を利用する方法により行う商品・役	1件				
務情報の提供事業					

(2)雇用・人口に関する目標

令和2(2020)年度から令和7(2026)年度までの増加目標						
	新規雇用者延 べ数(人)	移住者支援による 移住者数(移住・定 住支援制度を活用 した転入者数) (人)				
製造業	20 人					
旅館業	10 人					
農林水産物及び加工品等の販売業	20 人	100 1				
有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス 業、インターネット付随サービス業、その他情報通信の技 術を利用する方法により行う商品・役務情報の提供事業	1人	100 人				

(3)事業者等向け周知に関する目標

説明会の実施	市又は県での事業者向け説明会を年1回程度開催する。
Web媒体等による情報発信	年1回程度、本市の広報誌や鳥羽商工会議所会報等に半島税
	制に関する記事を掲載し、周知を行う。
事業者への直接周知	年1回程度、本市から各事業者へ個別送付する「固定資産税(償
	却資産)申告の手引き」に半島税制に関する事項を記載し、周知
	を図る。
	税務課及び農水商工課に半島税制に関する周知資料を設置し、
	相談者に対して口頭による制度説明や資料を提供する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行います。また、効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させるものとします。

9. 参考データ等

鳥羽市の概要

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
		(1995年)	(2000年)	(2005年)	(2010年)	(2015年)
鳥羽	市の面積(k m ^²)	107. 83	107. 88	107. 93	107. 99	107. 34
鳥羽	市の人口(人)	26, 806	24, 945	23, 067	21, 435	19, 448
鳥羽	市の世帯(戸)	8, 566	8, 413	8, 167	8, 057	7, 730
生産	年齢人口(人)	17, 407	15, 585	13, 897	12, 541	10, 621
老年	人口(人)	4, 889	5, 611	6, 123	6, 374	6, 835
高齢	化率(%)	18. 2	22. 5	26. 5	29. 7	35. 1
鳥羽	市の就業者数(人)※	14, 304	12, 804	11, 781	10, 239	9, 666
_	第1次産業就業	2, 128	1, 916	1, 790	1, 325	1, 430
うち	第2次産業就業	2, 814	2, 443	2, 123	1, 814	1, 691
9	第3次産業就業	9, 362	8, 445	7, 868	7, 100	6, 545

※分類不能を除く

資料:面積は、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」 人口、世帯、就業者数は国勢調査

鳥羽市の人口動態

13 13 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15								
	出生		死	Ċ	自然増加			
	総数(人)	率(‰)	総数(人)	率(‰)	総数(人)	率(‰)		
H27:鳥羽市	100	5.1	265	13.6	△165	△8.5		
(県総数)	(13,950)	(7.8)	(20,139)	(11.3)	(△6,189)	(△3.5)		
H28:鳥羽市	119	6.2	274	14.3	△155	△8.1		
(県総数)	(13,202)	(7.4)	(19,830)	(11.2)	(△6,628)	(△3.7)		
H29:鳥羽市	84	4.5	322	17.3	△238	△12.8		
(県総数)	(12,663)	(7.2)	(20,531)	(11.6)	(△7,868)	(△4.5)		

資料:三重県戦略企画部統計課「三重県統計書」より

	転入者数		転出	転出者数		その他の移動	
	県内から	県外から	県内へ	県外へ	その他増	その他減	転入超過
H27:鳥羽市	231	363	411	410	16	4	△215
(県総数)	(26,196)	(37,444)	(26,335)	(39,774)	(1,385)	(3,032)	(△4,116)
H28:鳥羽市	209	404	433	416	13	1	△224
(県総数)	(25,573)	(37,471)	(25,682)	(38,216)	(1,196)	(2,169)	(△1,827)
H29:鳥羽市	204	397	380	436	5	6	△216
(県総数)	(24,917)	(40,432)	(25,018)	(39,341)	(1,328)	(2,228)	(90)

資料:三重県戦略企画部統計課「三重県統計書」より

人口、世帯、年齢構成、就業構造の見通し

		平成27年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度
		(2015年)	(2020年)	(2025年)	(2030年)
鳥羽	市の人口(人)	19, 448	17, 362	15, 364	13, 492
鳥羽	市の世帯(戸)	7, 730			_
生産	年齢人口(人)	10, 621	8, 833	7, 376	6, 016
老年	人口(人)	6, 835	6, 959	6, 714	6, 432
鳥羽	市の就業者数(人)	9, 666			_
う	第1次産業就業	1, 430			_
5	第2次産業就業	1, 691			_
2	第3次産業就業	6, 545			_

資料: 平成27年国勢調査

令和2年度以降の推計、出典:「日本の将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

産業分類、地域別民営事業所数及7i従業者数

生未.	産未分類、地域別氏呂事未所数及び使未有数								
	A 農業、林業		B 漁業		E 製造業		G 情報通信業		
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	
H24	4	34	5	52	108	963	8	17	
H28	4	19	7	69	99	845	4	5	
	I 卸売業	I 卸売業, 小売業		I内数52飲食料品卸売業		食料品小売業			
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数			
H24	365	1,758	48	265	106	562			
H28	317	1,580	42	256	88	509			
	M 宿泊業, 館	次食サービス業	M内数符	官泊業					
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数					
H24	362	3,726	184	2,951					
H28	336	4,454	167	3,683					

資料:総務省・経済産業省平成24・28年経済センサス活動調査 参考表 産業分類、地域別民営事業所数

固定資産税における課税免除及び不均一課税について

根拠法令	過疎地域自立促進特別措置	半島振興法	離島振興法			
	法(第 31 条)	(第 17 条)	(第 20 条)			
地域	鳥羽市全域離島地域					
期間		3年間				
軽減内容	課税免除	税率を 0.149	%とする。			
対象事業の	①製造業	①製造業	①製造業			
種類	②旅館業(下宿営業除く)	②旅館業(下宿営業除く)	②旅館業(下宿営業除く)			
	③農林水産物等販売業	③農林水産物等販売業	③情報サービス業その他総務			
		④有線放送業、ソフトウェア業、情	省令で定める事業			
		報処理・提供サービス業又はイ				
		ンターネット付随サービス業				
		⑤情報通信の技術を利用する方				
		法により商品又は役務に関する				
		情報提供事業その他の総務省				
		令で定める事業				
対象事業に	2,700 万円超	上記の①②については、資本金	資本金			
供する設備		1,000 万円以下	5,000 万円以下			
などの取得		500 万円以上	500 万円以上			
価格の合計		1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超1億円以下			
額		1,000 万円以上	1,000 万円以上			
		5,000 万円超	1億円超の場合			
		2,000 万円以上	2,000 万円以上			
		上記③④⑤については、資本金に	上記③については、資本金に			
		かかわらず 500 万円以上のもの	かかわらず 500 万円以上			
申告区分		青色申告				
対象となる資	・家屋:直接、事業の用に供す	る部分				
産	・償却資産:旅館業以外の用	・償却資産:直接、事業の用に供する	機会及び装置			
	に供する機会及び装置					
	・土地:取得した日の翌日から	起算して1年以内に当該土地を敷地と	する当該家屋の建設の着手が			
	あった土地で、直接事業の用に	に供する部分				

※対象資産については、すべて租税特別措置法の適用を受けるものに限ります。

資料:税務課「固定資産(償却資産)申告の手引き」より

農業従事者数等の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
	(1995年)	(2000年)	(2005年)	(2010年)	(2015年)
農業就業人口(人)	704	477	334	254	169

資料:農林水産省「農林業センサス報告書」

漁業従事者数等の推移 ※15歳以上

	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
	(1993年)	(1998年)	(2003年)	(2008年)	(2013年)
漁業就業人口(人)※	2, 846	2, 531	2, 270	1, 866	1, 607

資料:漁業センサス

市内事業所の状況

	平成13年	平成18年	平成21年	平成24年	平成28年
	(2001年)	(2006年)	(2009年)	(2012年)	(2016年)
事業所数(所)	1, 862	1, 710	1, 547	1, 372	1, 265
従業員数(人)	12, 368	11, 681	10, 290	9, 584	9, 997

資料: 平成18年まで総務省統計局「事業所・企業統計調査報告」平成21年から総務省統計局「経済センサス-基礎調査」

観光関連業関連:観光入込客数

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	(2011年)	(2012年)	(2013年)	(2014年)
観光入込客数(人)	4, 207, 570	4, 120, 230	4, 784, 263	4, 426, 539
宿泊者数(人)	1, 789, 634	1, 718, 443	2, 009, 880	1, 861, 065
うち邦人家族グループ	1, 642, 684	1, 558, 117	1, 859, 675	1, 612, 260
うち邦人一般団体	145, 580	155, 737	146, 734	240, 269
うち外国人客数	1, 370	4, 589	3, 471	8, 536
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
	(2015年)	(2016年)	(2017年)	(2018年)
観光入込客数(人)	4, 617, 471	4, 481, 154	4, 284, 915	4, 313, 698
宿泊者数(人)	1, 884, 352	1, 847, 338	1, 726, 642	1, 747, 584
うち邦人家族グループ	1, 571, 550	1, 431, 128	1, 532, 116	1, 382, 663
うち邦人一般団体	272, 123	374, 426	143, 252	307, 104
うち外国人客数	40, 679	41, 784	51, 274	57, 817

資料:鳥羽市観光統計資料